

消防の動き

358号

平成12年12月

総務省消防庁へ移行直前に、消防専門語の年末煤払いをします。他に類似音が存在しない単語や、まちがわれても安全な単語もありますが、混同されて事故が心配な単語もあります。

○意味逆転の危険語

①高所監視カメラは高所でなく低所を高所から監視するカメラですが、誤解されます。高所設置カメラか高所カメラに改めませんか。

②小子・少死・焼死は同時に使わないことです。少子・高齢化は、「小死」が原因で社会が高齢化する「少死・高齢化」と誤解しても意味が通り、高齢者に対し笑止千万。焼死・高齢者が多いのが、非情な日常社会なのです。

③式典や演習で、敬礼～エ！なおれ～エ！が連続号令されると、れ～エ！だけが聞こえ始め、遂には混同逆転して危険です。混同しないという人には、れ～エ！だけで号令しましょう。

○間違いは起こらないが無理筋の単語

④エンジン・カッターはエンジン付きカッターですが、正しい英語はエンジン・ド・カッター

消防語の煤払い



消防庁審議官

野平 匡邦

でしょう。エンジンを切断するカッターだと誤解した人は、英語の達人ダッター…。

⑤高所放水車は、高所へ放水する？高所から低所へ放水する？一体どっちだ？とたずねたら、両方だそうです。無理難題語ですね。

⑥消火・放火・防火は重要な割に混同しやすく、唇のゆるい人の発音は防災上要注意です。

○何回きいても難解語

⑦警防と予防の区別は難しい。警防は警戒・消火等の行政作用ですが、警「防」の説明なのにこのように「防」の要素が説明されないこと、逆に「警」察の匂いが勝手に入り込むこと、警防と予防の両方に「防」の字があって識別困難なこと等から、超難解ペアです。

⑧教養訓練と教育訓練のペアは難問中の難問。教育訓練は職業訓練の世界でも通じる普通語ですが、教養訓練は警察や消防界で思い入れが強い割に、一般教養での理解は強要できません。

お別れに、虚子新選歳時記から煤払いの1句。
御肩に煤掃すすのゐる多聞天 椎霞

も く じ

● 巻頭言（消防語の煤払い）	消防庁審議官	1
● 中央省庁等改革と消防庁	総務課	2
● 文化財防火デーの実施	予防課	7
● 平成12年度第1回災害ボランティアの活動環境整備に関する連絡協議会の概要	防災課	10
● 平成12年度地方公共団体における総合防災訓練の実施結果の概要	震災対策指導室	12
● 北から南から 「那須の裾野に広がる我が消防組合の未来」	栃木県黒磯那須消防組合消防本部 消防長 月井 勲	16
● 広報資料（2月分）		
・ 春季全国火災予防運動	予防課	17
・ 住宅防火対策の推進<高齢者の安全対策>	予防課	18
・ たばこによる火災の防止	予防課	19
・ ふるさとを災害から守る消防団への参加の呼びかけ	消防課	20
・ 林野での火気取扱いの注意	防災課	21
● 最近の行事から		
・ 平成12年度防災功労者消防庁長官表彰式	総務課	22
・ 名古屋市大坪消防団 故 木邨副団長叙勲表彰伝達式	総務課	23
・ 日本赤十字社名誉副総裁 寛仁親王妃信子殿下の救急救命九州研修所御視察	救急救助課	24
・ 消防防災科学技術懇話会の設置	予防課	25
・ 都道府県・政令指定都市防災担当課長会議の開催結果	防災課	26
・ 中国公安部消防局視察団の訪日	消防課	27
● お知らせ		
・ 第4回消防防災研究講演会の開催	消防研究所	28
・ 平成12年度消防庁関係補正予算案の成立	総務課	29
・ 消防庁辞令	総務課	30
・ 平成12年11月主な通知・通達	総務課	30
● テレビによる防災キャンペーン（1月分）	防災課	30

中央省庁等改革と消防庁

総務課

1. 中央省庁等改革のあらまし

平成8年11月28日、行政改革会議が発足し、21世紀がスタートする2001年1月には新体制へ移行することを目指して、中央省庁等改革の議論が始まりました。平成9年12月3日にはその最終報告が提出され、その後、中央省庁等改革の理念・方針及び中央省庁等改革推進本部（以下「本部」という。）の設置等を定めた中央省庁等改革基本法（以下「基本法」という。）の公布（平成10年6月12日）、中央省庁等改革に係る大綱（平成11年1月26日本部決定。以下「大綱」という。）、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日本部決定。以下「方針」という。）の決定、これらを受けた各省設置法・組織令等の組織関係法令及び作用関係法令の整備等の作業が進められ、来る平成13年1月6日、いよいよ新たな府省が発足します。

2. 中央省庁等改革と消防庁

(1) 総務省の設置と消防庁

行政改革会議最終報告においては、内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化の一環として総務省が設置されることとなりましたが、総務省の任務には「地方自治制度の管理運営」が含まれており、現在の自治省は総務省、郵政省などとともに総務省に移行することとなりました。また、現在自治省の外局である消防庁については、地方自治制度の管理運営を所管する総務省に、引き続き消防庁長官をトップとする外局として設置されることとなりました。

最終報告及びその後の基本法、大綱及び方針等を受け、総務省設置法においては、

総務省の任務として、消防庁の任務を念頭に「消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図る」旨規定されるとともに（総務省設置法3）、消防庁を総務省の外局として設置することが規定されました（総務省設置法30）。また、消防組織法においても、「消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要のある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。」（消防組織法4①）という消防庁の任務に関する規定が置かれるとともに、当該任務を達成するための所掌事務の規定が整備されました（消防組織法4②）。

(2) 消防庁の課室・所掌事務の再編等

行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等も今般の中央省庁等改革の柱の一つですが、課・室に関しては、最終報告において、政府全体で1,200近くある課・室を15%程度削減し、1,000程度とする（最終的には900に近づけるよう努力）旨明記されたことをはじめ、基本法等においても同様に定められました。消防庁においても現在の6課から5課に削減することが求められ、現在の危険物規制課を廃止し、予防課に置く室として新たに危険物保安室を設置することとなりました。危険物保安室は、基本的に現在の危険物規制課の所掌事務を引き継ぐこととなります。また、消防庁の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する職として、新たに参事官を置くこととなりました。これ以外の課室の設置及び名称については現行どおりです。

このほか、
 ア 広域消防応援体制の強化（広域消防応援事務を救急救助課から防災課へ移管）
 イ 国際協力業務の充実強化（国際協力業務を救急救助課に一元化）
 といった所掌事務の再編もあわせて行うこととなりました。

(3) 作用関係法令等の整備

新府省の発足に当たっては、個別法令中の「〇〇大臣」や「〇〇省令」等の文言を新府省名に改めることが必要となります。

消防庁関係では、中央省庁等改革関係法施行法、中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令、中央省庁等改革のための総務省関係自治省令等の整備に関する省令において消防法等の規定整備を行うとともに、告示や条例準則についても同様の規定整備を行ったところです。

(4) 消防研究所の独立行政法人化

今般の中央省庁等改革の柱の一つとして、独立行政法人が創設されることとなりました。平成13年4月1日には合計57の独立行政法人が発足する予定ですが、消防庁関係では、消防研究所が、職員の身分を国家公

務員とする独立行政法人消防研究所として新たなスタートを切ることになっています。これにより、研究内容や研究体制の自主的・自律的な決定が可能となるとともに、評価委員会の評価を受けるシステムとされることから、透明性が高まるなど、効果的・効率的な研究の実施等多大な効果が期待されます。

3. 新庁舎への移転

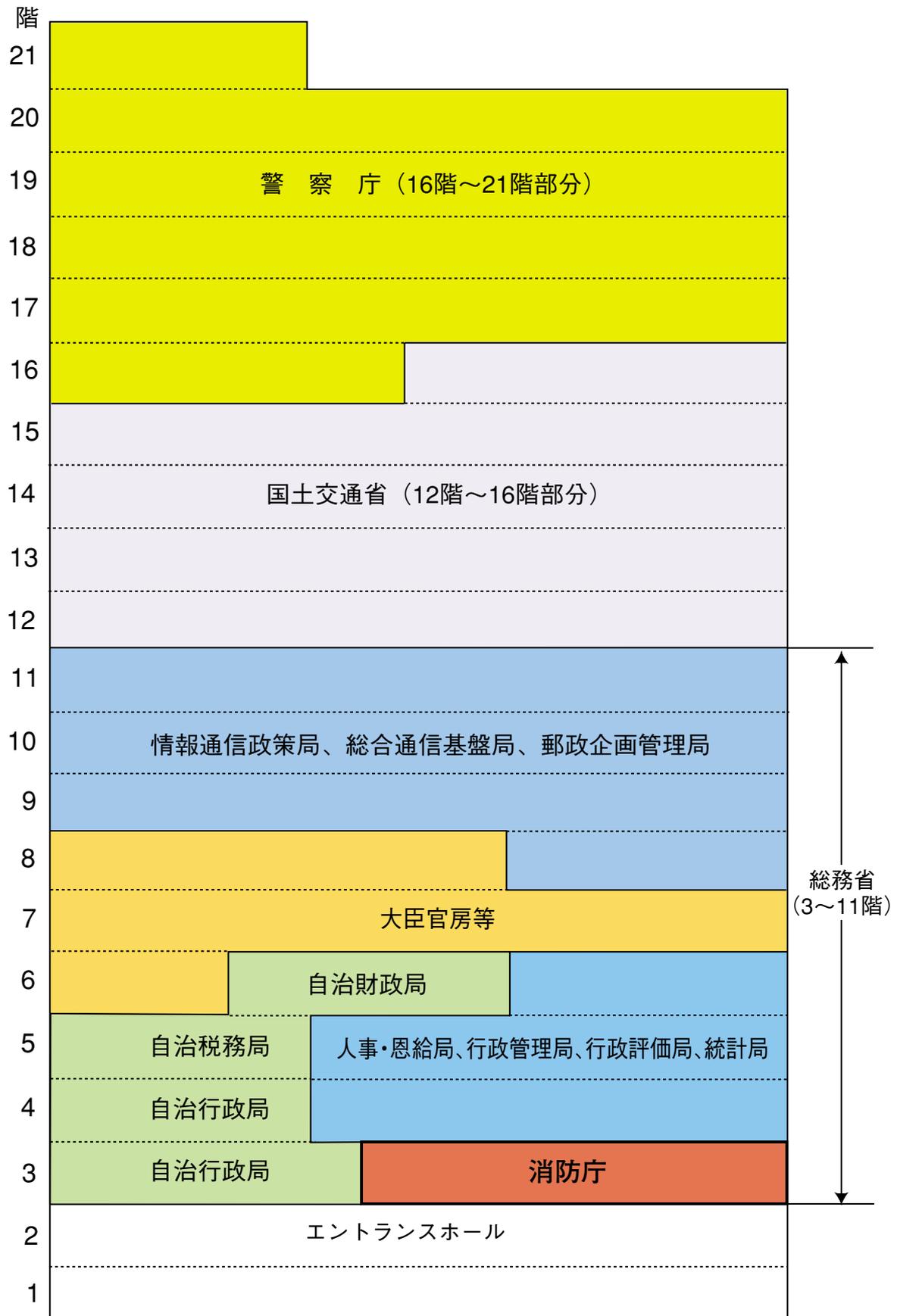
平成13年1月6日の新府省の発足に伴い、自治省及び消防庁は、現在のJTビルから中央合同庁舎第2号館（旧人事院ビル跡）に移転し、消防庁各課室は21階建ての新庁舎の3階に配置されます。また、新庁舎には地下鉄霞ヶ関駅への連絡通路も設けられます。なお、新庁舎の住所・電話番号・ホームページアドレス及び各課室の直通電話・FAX番号・移行予定日は下記のとおりです。

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
 03-5253-5111(代)
<http://www.fdma.go.jp>

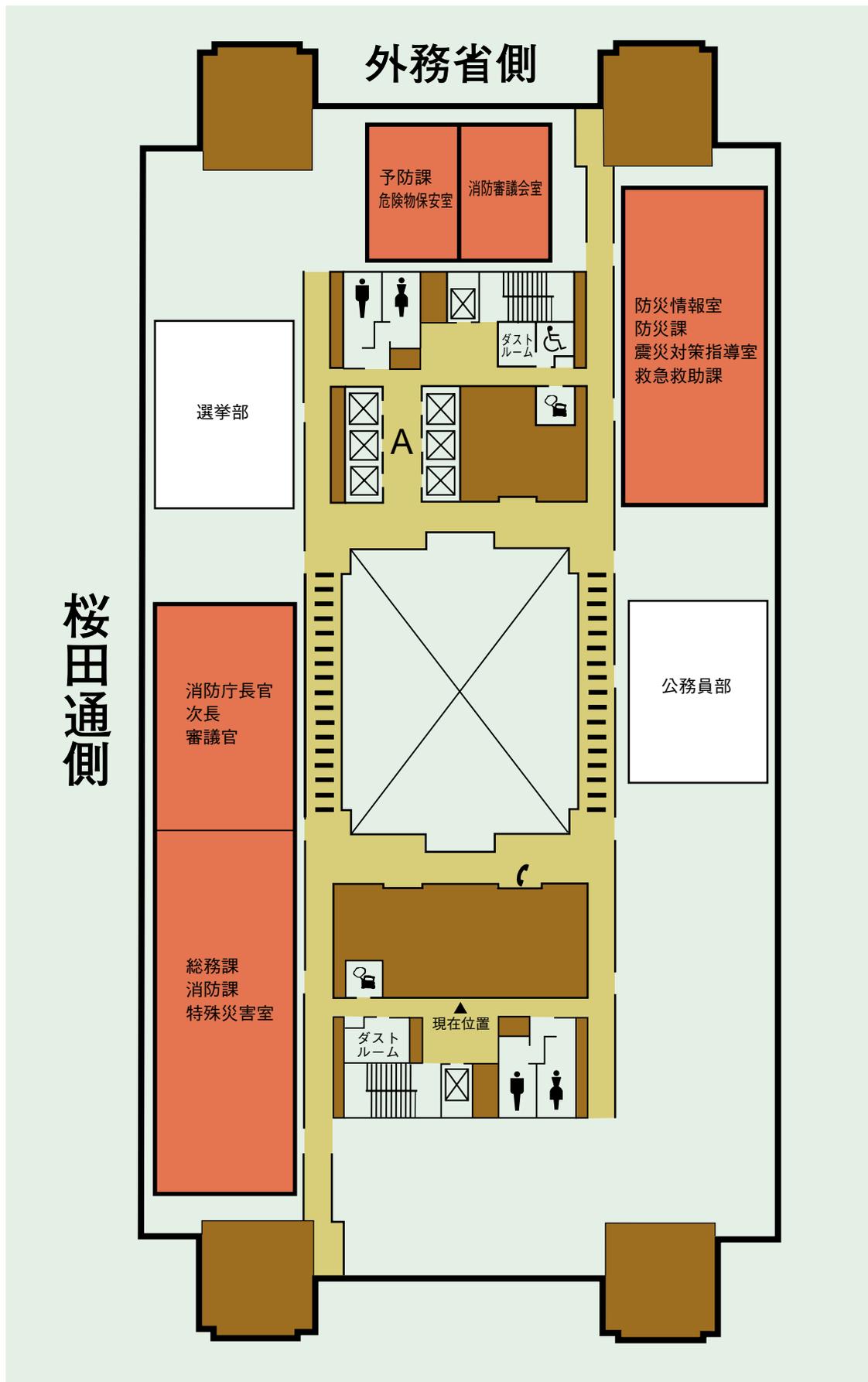
(各課室直通電話・FAX番号・移行予定日)

課室名	TEL	FAX	移行予定日
総務課	03-5253-7521	03-5253-7531	1月4日
消防課	03-5253-7522	03-5253-7532	1月4日
予防課	03-5253-7523	03-5253-7533	1月5日
危険物保安室	03-5253-7524	03-5253-7534	1月5日
防災課	03-5253-7525	03-5253-7535	1月4日
防災情報室	03-5253-7526	03-5253-7536	1月6日
震災対策指導室	03-5253-7527	03-5253-7537	1月4日
特殊災害室	03-5253-7528	03-5253-7538	1月5日
救急救助課	03-5253-7529	03-5253-7539	1月4日
宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	1月4日

中央合同庁舎第2号館レイアウト



3階平面図



文化財防火デーの実施

予 防 課

毎年1月26日は、文化財防火デーです。

昭和24年1月26日、奈良県斑鳩町の法隆寺金堂から出火し、1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が焼損しました。その後も金閣寺等の貴重な文化財の火災が相次いだことから、昭和30年に消防庁と文化庁が共に提唱して、世界に誇れる日本の貴重な文化財を火災等の災害により失うことのないよう、法隆寺金堂が焼損したこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動が展開されることになりました。

この運動を通じて、文化財を火災等の災害から守るとともに、文化財愛護思想の普及高揚を図ることとしました。以降この日を中心に全国的に文化財防火運動を展開し、今回で47回目となります。

今年度も、次に掲げる実施事項に基づき全国的な文化財防火運動を展開して行く予定です。

第47回文化財防火デー実施事項

1. 趣 旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るものである。

2. 主 唱

文化庁・消防庁

3. 名 称

第47回 文化財防火デー

4. 期 日

平成13年1月26日(金)

5. 実施方針

- (1) 国及び地方公共団体は、国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- (2) 文化財は貴重な国民的財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- (3) 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化財愛護思想の普及と日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

6. 実施事項

- (1) 国（文化庁・消防庁）においては、次の事項を実施するものとする。
 - ア 国立博物館等における防災訓練等の実施及び火災・震災対策等の計画の作成
 - イ 広報活動
 - a 政府刊行物による広報
 - b 放送・新聞等による広報

(2) 地方公共団体にあつては、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で、次の事項等を実施するものとする。

ア 防災訓練等の実施

- a 防災訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）
- b 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- c 消防用設備等の定期点検の励行の指導
- d 伝統的建造物群保存地区の住民及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導

イ 広報活動

- a 文化財の防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行）
- b 防災訓練及び防災施設の見学会の実施

ウ その他

- a 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- b 学校、博物館等における適切な行事の実施（文化財講座、文化財愛護写真展等）

(3) 文化財の所有者及び管理者は、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連絡の下で、次の事項を実施するものとする。

ア 防災訓練の実施

- a 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練の実施

消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。この場合、指定文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出は、当該指定物件の性質を熟知の上、慎重に行い、物件によっては実物を避け、代替物件を用いて行うこと。

なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。

b 防災訓練後の点検、整備及び研究

消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるよう努めること。

イ 防災対策の推進

a 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備

消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。

また、防災体制の整備については、特に自衛消防組織の充実強化が図られるよう努めること。

自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておくこと。

b 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善

c 視察等の励行

d 通報、情報、警報連絡体制の確立

e 消防用設備等及び防災設備の点検・整備

消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検票及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。

f 消防用設備等の代替措置

震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

g 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備

h 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理

i 避難路、避難場所の点検及び整備

j 市町村火災予防条例によるたき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行

k 文化財周辺環境の整理・整頓

l 消防機関による防火診断

我が国には、世界に類を見ない歴史的、芸術的価値が高い文化財が数多く残されています。これらの文化財は、永い歴史の中を先人の努力によって受け継がれ維持されてきたものであり、後世に伝えていくことは私たちの責務であります。

そのためには、文化財関係者の努力だけでなく、国民一人ひとりが文化財を火災等の災害から守るための日常の心配りを積み重ねて行く必要があります。皆様のご協力をお願いいたします。

平成12年文化財防火デーに伴う消防訓練



平成12年1月26日(水)の大徳寺における消防訓練
(京都府京都市)



平成12年1月25日(火)の寛永寺における消防訓練
(東京都台東区)

平成12年度第1回災害ボランティアの 活動環境整備に関する連絡協議会の概要

防 災 課

平成12年11月8日、都道府県、政令指定都市の担当者が集まり、平成12年度第1回災害ボランティア連絡協議会が開催されました。

災害ボランティア連絡協議会とは、平成11年11月12日、地方公共団体における災害ボランティア関係施策等について、情報交換、調査検討等を行うため、都道府県、政令指定都市及び消防庁が設置した協議会です。

今回の議題は、次のとおりです。

なお、今回の協議会で、会の目的を明確にする観点等から、名称の変更が確認され、今後当協議会の名称を「災害ボランティアの活動環境整備に関する連絡協議会」とすることとされました。

1. 災害ボランティアに関するアンケート調査の結果について

(1) 都道府県等における災害ボランティア対応の現状

平成11年度、災害ボランティア活動の現状等を把握し、今後の地方公共団体の施策の参考とするため、都道府県、政令指定都市に対して実施した調査についての報告がされました。

その主な内容は次のとおりです。

ア 災害時の受け入れ体制

災害時の受け入れ体制についてどのように行うべきかはっきりしていない団体が全体の3分の1弱を占めており、災害時の災害ボランティアの受け入れに対する対処方針を平常時からの災害ボランティアとの情報交換等を通じ、明確にしておく必要性があります。

イ 災害ボランティア登録

災害ボランティアの登録を行っている団体が全体の4分の3程度を占めています。

ウ 災害ボランティアの活動中の事故に対する補償

災害ボランティアの活動中のけが等に対する補償として、多くの団体がボランティア保険を利用しており、その負担方法は、災害ボランティア自身が負担する団体と行政側が負担する団体があります。

エ 災害ボランティアに関する研修

災害ボランティアの研修については、半分以上の団体で実施していますが、その内容については、危険度判定に関することが多い状況にあることが分かりました。問題点と認識している事項には、「参加者の確保が困難」、「研修の効果が不明確」等が挙げられています。

オ 災害ボランティアの活動資機材

災害ボランティアの活動資機材の整備について、「危険度判定」の分野は、地方公共団体で整備する割合が高く、「通信」等の分野は、ボランティア側に任せている状況にあります。

カ 平常時からのボランティア団体との連携

平常時からのボランティア団体との情報提供や活動支援については、十分に進められていない状況にあります。

(2) 災害ボランティアに関する実態

平成11年度、災害ボランティア活動の現状等を把握し、今後の地方公共団体の施策の参考とするため、任意に抽出した300のボランティア団体に対して実施した調査についての報告がされました。

その主な内容は次のとおりです。

ア 災害時の地方公共団体等との連携

災害時、地方公共団体との連携を行った事例の具体的な内容としては、「情報

の共有」、「合同の協議」、「救援物資の配布」等があります。

また、災害時の地方公共団体との連携を必要と考えているボランティア団体が全体の9割以上を占めており、連携の必要な機関としては、市町村役場、県庁、社会福祉協議会が挙げられています。

イ 平常時の地方公共団体等との連携

平常時、地方公共団体との連携を行った事例の具体的な内容としては、「行政の事業・催事に参加」、「防災訓練などに参加」、「合同の協議」等があります。

また、平常時の地方公共団体との連携を必要と考えているボランティア団体が全体の9割以上を占めており、連携の必要な機関としては、市町村役場、県庁、社会福祉協議会が挙げられています。

ウ 地方公共団体等に期待する内容

ボランティア団体が平常時において地方公共団体に期待する内容として、「補助金・助成金の仕組み作り」、「定期的な交流会の開催」等があります。

また、ボランティア団体が災害時において地方公共団体に期待する内容として、「被災状況の情報公開」、「臨時電話回線とパソコン・通信機器の提供」等があります。

2. 災害ボランティアコーディネーター養成事業に関する取組みについて（三重県）

(1) 三重県の災害ボランティアに関する取組み

三重県では、災害ボランティアのための試みとして、「DIG」、「ハローボランティアシステム」が行われており、また、災害ボランティアの概念として「率先市民」という言葉を用いています。

「DIG」とは、県民が災害での被害想定地図を用いて自分たちだけで行う災害図上訓練であり、市民の防災意識の向上に繋がっています。

「ハローボランティアシステム」とは、ボランティア版ハローワークを目指したもので、災害ボランティア側に必要とされている仕事の情報をリアルタイムで提供するシステムであります。

「率先市民」とは、気づいたことを先立って実行する市民のことをいい、率先市民の活動がボランティア活動となります。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成

三重県では、災害ボランティアコーディネーターとなりうる人物を防災の専門知識を有し、防災関係での中心となる人物であり、ボランティア相互で認知された人と考えています。

そして、コーディネーターの養成方法としては、市民が中心となり災害ボランティアコーディネーションプログラムを作成し、演習を実施していくこととしています。

3. 災害ボランティアコーディネーター養成マニュアルの作成について

災害ボランティアコーディネーターの養成に必要な知識等を取りまとめ、今後の災害ボランティアコーディネーターの養成の参考となるよう、今年度、消防庁で災害ボランティアコーディネーター養成マニュアルを作成することが説明されました。

4. 災害ボランティアデータバンクの構築について

地方公共団体相互間、地方公共団体と災害ボランティア団体間の連携をサポートすることを目的に、今年度、消防庁で地方公共団体の災害ボランティアに関する連絡先、災害ボランティアに対して実施している活動状況等と災害ボランティア団体の連絡先、災害時に実施しているボランティア活動状況等を取りまとめた災害ボランティアデータバンクの構築を行うことが説明されました。